

大洲市
第五期地球温暖化対策実行計画
(概要版)



令和 5 年 2 月

大 洲 市

第1章 計画策定の背景

1 地球温暖化対策に関する国内外の動向

2015年に「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において採択された「パリ協定」では、世界共通の長期目標として、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすること、21世紀後半には温室効果ガス排出量と吸収量のバランスをとることが掲げられた。

国内では、2020年10月に当時の菅総理大臣が「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言したことを受け、2021年4月22～23日に開催された気候サミットでは、「2050年目標と整合的で、野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていく」ことが表明された。

その後、2021年10月には、「地球温暖化対策計画」や「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（以下「政府実行計画」という。）が閣議決定され、「政府実行計画」では、目標達成に向けた取組として、太陽光発電の最大限の導入、新築建築物のZEB化、電動車やLED照明の導入徹底、積極的な再エネ電力調達などが盛り込まれた。

2 第四期地球温暖化対策実行計画の評価

2021年度の総排出量は13,232 t-CO₂（2013年度比で17.6%減少）となっており、2021年度時点では削減目標（2013年度比18.6%削減）の達成には至っていないものの、前年度における予測値を上回る水準で推移している。

項目別に見ると、省エネルギーの推進及び電気のCO₂排出原単位低減については削減目標を上回る水準で推移しているが、ごみ減量については削減目標の達成には至っていない。

項目別の削減目標達成状況

項目		2013年度	2022年度	2021年度時点	
		排出量	削減目標	増減率	達成状況
大洲市の取組	省エネルギーの推進	—	▲5.0% (▲803t-CO ₂)	▲6.2% (▲987t-CO ₂)	達成
	ごみ減量	—	▲2.8% (▲450t-CO ₂)	+0.2% (+28t-CO ₂)	未達成
	合計	—	▲7.8% (▲1,253t-CO ₂)	▲6.0% (▲959t-CO ₂)	未達成
電気事業者の取組	電気のCO ₂ 排出原単位低減	—	▲10.8% (▲1,733t-CO ₂)	▲11.6% (▲1,860t-CO ₂)	達成
合計		16,051t-CO ₂	▲18.6% (▲2,986t-CO ₂)	▲17.6% (▲2,819t-CO ₂)	未達成

第2章 第五期実行計画の概要

Ⅰ 第五期実行計画の基本的事項

(1) 基準年度

「地球温暖化対策計画」及び「政府実行計画」では、基準年度を2013年度としており、第五期実行計画においても2013年度を基準年度とする。

- 基準年度： 2013年度

(2) 計画期間

「地球温暖化対策計画」及び「政府実行計画」では計画期間を2030年度までとしている。本市においても、2030年度を見据えて国と遜色ない取組を継続的に実施していくことを前提として、第五期実行計画としては2023年度～2027年度の5年間を計画期間とする。

- 計画期間： 2023年度 ～ 2027年度（5年間）

(3) 調査対象範囲

1) 調査対象施設

- 市の全事務事業（直接管理施設及び指定管理施設）

2) 調査対象とする温室効果ガス

- CO₂（二酸化炭素）、CH₄（メタン）、N₂O（一酸化二窒素）、HFC（ハイドロフルオロカーボン類）

第3章 温室効果ガス排出状況

Ⅰ 温室効果ガス排出量及び排出構成

2021年度の温室効果ガス排出量は15,709t-CO₂となっており、基準年度（2013年度）の温室効果ガス排出量※（19,267 t-CO₂）と比べると18.5%減少となっている。

排出源別に見ると、軽油の使用及び廃プラスチック焼却に伴う温室効果ガス排出量は2013年度から増加しているものの、それ以外では2013年度から減少している。

※ 基準排出量（2013年度）については、対象施設の見直しにより、第四期実行計画における2013年度の総排出量（16,051 t-CO₂）とは異なっている。

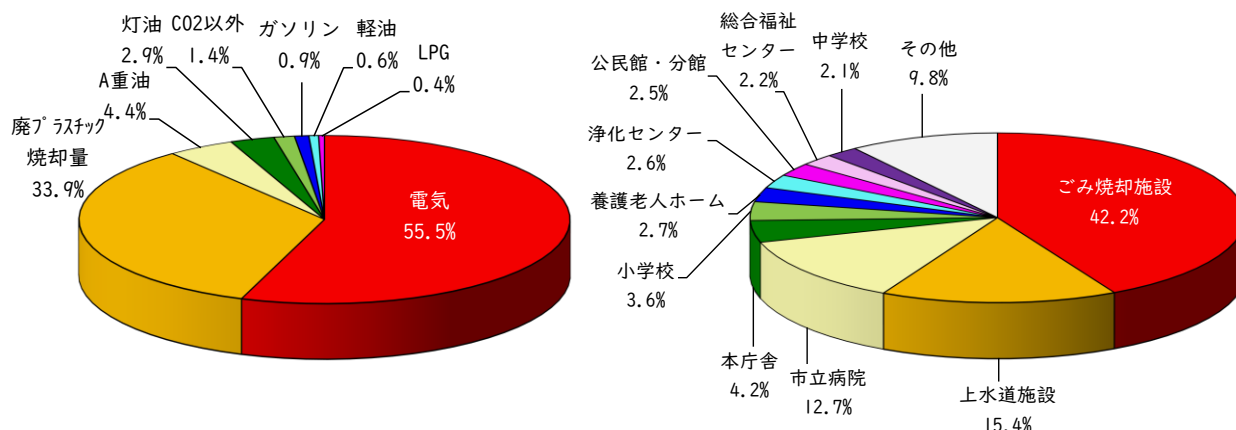
活動量及び温室効果ガス排出量

単位：（t-CO₂）

項目		2013年度 (基準年度)	2021年度		
		排出量	排出量	基準年度比 増減量	基準年度比 増減率
燃料	ガソリン	205	147	▲58	▲28.4%
	軽油	66	100	34	51.4%
	灯油	587	457	▲130	▲22.2%
	A重油	759	696	▲63	▲8.2%
	LPG	111	61	▲51	▲45.5%
電気		11,913	8,714	▲3,199	▲26.9%
廃プラスチック焼却		5,293	5,321	28	0.5%
CO ₂ 以外の温室効果ガス		333	213	▲119	▲35.9%
温室効果ガス全体		19,267	15,709	▲3,558	▲18.5%

2021年度の排出源別の排出構成を見ると、電気が占める割合が55.5%で最も多く、次いで廃プラスチック焼却が33.9%、A重油が4.4%、灯油が2.9%などとなっている。

また、施設分類別の排出構成を見ると、ごみ焼却施設が占める割合が42.2%と最も多く、次いで上水道施設が15.4%、市立病院が12.7%、本庁舎が4.2%などとなっている。



注）端数処理の関係により合計が100%にならない場合がある。

温室効果ガス排出構成（左：排出源別、右：施設分類別）

第4章 温室効果ガス削減目標

(1) 目標設定の考え方

第五期実行計画の温室効果ガス削減目標は、2050年カーボンニュートラルをめざす国の方針を踏まえ、本市の地球温暖化対策を重要施策と位置付け、施策推進プロジェクトチームとして関係課連絡会及びワーキンググループを2022年8月に設置し、地球温暖化対策に係る各種の要件を考慮した上で協議検討した結果、以下のとおり設定することとした。

国は、2021年10月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」において、2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比▲46%と掲げており、本市としては国と遜色ない取組をめざすこととした。

(2) 温室効果ガス削減目標

本市の地球温暖化対策に係る要件を遵守した場合に予測される2030年度の削減目標は以下のとおりである。なお、2027年度については温室効果ガス削減効果を推計し、削減効果の合計値をもって実行計画の目標とする。

実行計画の温室効果ガス削減目標に係る要件

	目標設定上の要件	2027年度	2030年度
大洲市の取組	省エネルギー化の推進	▲11.0% (▲2,119t-CO ₂)	▲18.1% (▲3,487t-CO ₂)
	再生可能エネルギーの普及	▲3.8% (▲732t-CO ₂)	
	ごみ減量	▲1.7% (▲328t-CO ₂)	▲2.2% (▲424t-CO ₂)
	大洲市の取組 合計	▲16.5% (▲3,179t-CO ₂)	▲20.3% (▲3,911t-CO ₂)
電気の取組	電気のCO ₂ 排出原単位低減	▲24.4% (▲4,701t-CO ₂)	▲30.7% (▲5,915t-CO ₂)
合計		▲40.9% (▲7,880t-CO ₂)	▲51.0% (▲9,826t-CO ₂)

第五期実行計画の温室効果ガス削減目標

2027年度の温室効果ガス排出量を
2013年度総排出量 (19,267 t-CO₂) 比
▲40.9% (▲7,880t-CO₂)

2030年度の温室効果ガス排出量を
2013年度総排出量
(19,267 t-CO₂) 比
▲51.0% (▲9,826t-CO₂)

第5章 温室効果ガス排出量削減への取組

I 基本方針

本計画は、実行計画及び省エネ法の特定事業者としての対応を一体的に取り組むことで合理的な地球温暖化対策の推進をめざすものであり、本市のこれまでの地球温暖化対策、法制度上の要件、国や県の地球温暖化対策などを鑑みて、以下の基本方針に基づき具体的な取組施策を実施するものとする。

(I) 第五期実行計画の基本方針

2050年カーボンニュートラルを見据えた取組



基本方針1 公共施設の省エネルギー化

公共施設の新築や大規模改修の際には、省エネ機器の導入等により、可能な限り省エネ性能を高めるとともに、ZEB化の可能性を検討する。

基本方針2 再生可能エネルギーの導入

施設の用途や立地条件等を踏まえ、太陽光発電設備や蓄電池の導入を進めることで、温室効果ガス排出量の削減とともに、レジリエンスの強化を図る。

基本方針3 移動における温室効果ガス削減

公用車の更新時には電動車への転換を図るとともに、公用車の利用の適正化を図ることで、移動における温室効果ガスを削減する。

基本方針4 職員の取組の徹底

省エネルギーの取組による電気や燃料使用量の削減に加えて、間接的な温室効果ガスの削減や循環型社会の構築にも資するごみ減量・リサイクル等の日常業務における環境配慮の取組を徹底する。



基本方針5 職員の意識の向上・行動変容

職員の意識の向上や行動変容を促し、一人ひとりが率先して行動するとともに、市民や事業者への環境配慮行動の波及を図る。

(2) 基本方針に基づく具体的な取組

1) 基本方針1 公共施設の省エネルギー化

- ① 省エネルギー機器への更新
- ② 設備・機器の保守・管理、運用改善
- ③ 公共施設のZEB化の推進



2) 基本方針2 再生可能エネルギーの導入

- ① 太陽光発電設備の導入
- ② 再生可能エネルギー電力の調達



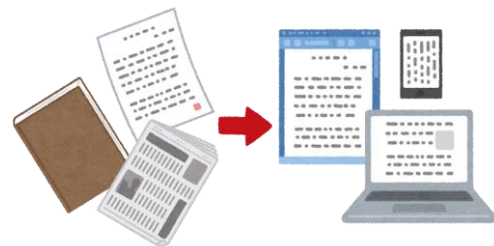
3) 基本方針3 移動における温室効果ガス削減

- ① 電動車への転換
- ② 公用車の利用の適正化



4) 基本方針4 職員の取組の徹底

- ① 空調、換気に関する取組
- ② OA機器に関する取組
- ③ 照明に関する取組
- ④ その他電力使用機器に関する取組
- ⑤ 施設燃料に関する取組
- ⑥ 公用車に関する取組
- ⑦ ごみ減量への取組
- ⑧ その他の項目に関する取組



5) 基本方針5 職員の意識の向上・行動変容

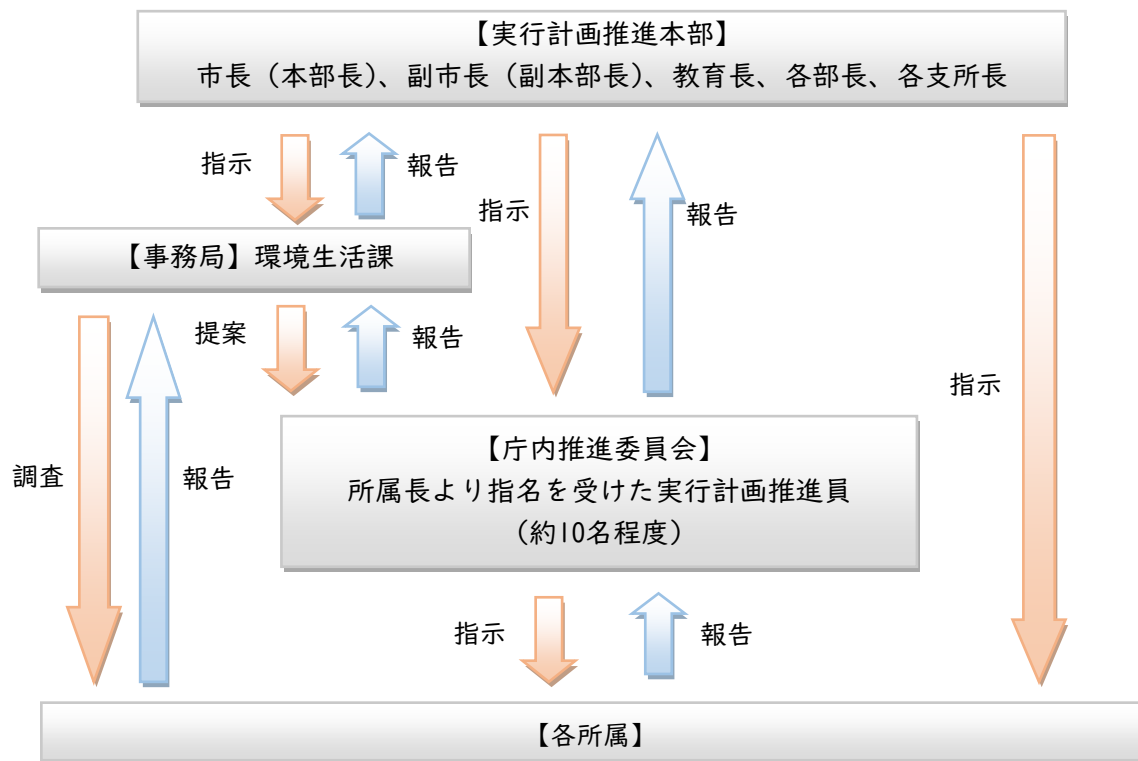
- ① 職員の意識の向上
- ② COOL CHOICEの推進



第6章 推進体制

実行計画を推進する組織は、各部局の長で構成する「実行計画推進本部」を中心とした推進体制を構築する。

また、本計画推進に関わる施策を審議する組織として「庁内推進委員会」を設け、温室効果ガス排出状況や施策の実施状況、目標の達成状況を確認するとともに、さらなる温室効果ガス削減に向けた施策の検討を行うものとする。



実行計画推進体制